

一般競争入札における資本関係又は人的関係がある者同士の 同一入札への参加制限について

資本関係又は人的関係のある者（以下「同族企業」という。）同士が同一の案件に参加することは、公正・公平な入札が阻害される恐れがあることから、適正な入札の執行を確保する観点等から入札の参加を制限しようとするものです。

1. 実施事項

「資本関係又は人的関係がある者の基準」に該当する複数の者が同一入札に参加することを制限するとともに、基準に該当する者の入札があった場合には、「基準に該当する場合の取り扱い」による対応を行うものとする。

2. 資本関係又は人的関係がある者の基準

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する場合。

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する場合。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ④ 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合
- ⑤ 一方の会社等の契約締結権者が他方の会社等の契約締結権者を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1)又は(2)と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

3. 基準に該当する場合の取り扱い

基準に該当する者のした入札（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表構成員以外の構成員である場合の入札を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として行田市契約規則第21条第9号に基づき、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合は、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

4. 留意事項

入札参加者の関係が基準に該当する場合で、この取扱を遵守する目的で辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、行田市競争入札参加者心得第3条第3号の規定に抵触するものではないこととする。

5. 公告への記載

一般競争入札の公告において、入札参加者の要件として明示するものとする。

6. 虚偽申告への対応

資本関係又は人的関係に関する虚偽の申告を行ったことが判明した場合には、「行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく対応を実施する場合があります。

7. 適用時期

令和2年4月1日以降の入札公告を行うものから適用する。

【用語の定義】

- ・親会社等：会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
- ・子会社等：会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。
- ・会社等：会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。
- ・役員：会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。
 - ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ③会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- ④ 組合の理事
- ⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者